

【任意継続被保険者用】

添付書類について

健康保険の扶養家族になるためには、法律等で定められている一定の条件を満たすことが必要です。扶養家族の条件を満たしていることを以下の証明書類で確認いたしますので、被扶養者異動届と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

○扶養申立書（任意継続被保険者用）

○被保険者の収入により生計を維持している事実が確認できるもの

被保険者の収入として

- ・アルバイトなどの給与収入がある場合…雇用契約書写し、給与額がわかる書類の写し
- ・自営業、農業、不動産収入がある場合…確定申告書等写し
- ・雇用保険の失業給付を受ける場合…離職票写しまたは雇用保険受給資格者証写し
- ・年金受給者の場合…年金の改定通知書、支払通知書の写し
- ・早期就職予定のため貯蓄により生計維持する場合…扶養申立書にその旨を記載する

○続柄の記載された世帯全員の住民票

※在職時より引き続き扶養家族となる場合は、添付を省略できます。

○所得証明書または非課税証明書

○高校生以上の学生の場合…在学証明書または学生証の写し

○年金受給者の場合…年金の改定通知書、支払通知書等の写し

○収入がある場合…直近の収入内訳がわかるもの（直近3か月分の給与明細写し等）

○退職の場合…雇用保険受給状況の確認

雇用保険の失業給付を受給する場合は、原則、受給開始するまでの期間（待期期間・給付制限期間）は、被扶養者認定いたします。

【別居の場合】

○送金に関する証明となるものの写し

○居住の証明となるもの（住民票または賃貸契約書の写し）